

第五章 資本金増額

一 終戦時の資本

当社が戦中・戦後に遭遇したいろいろの困難については、すでに度々記してきた。被災した店舗の再建・修復、取扱商品・自家製品用資材の入手困難と騰貴、何れを見ても多額の資本を必要とした。海外・国内両取引先に対する支払延期、仕入買掛金の増加、各銀行借入金金の枠拡大の困難は、再建に対する大きな障害であった。

これを克服するためには、先ず第一に資金を調達せねばならぬ。それがためには資本金増加のほか途がなかった。のちに掲げた終戦直後の貸借対照表でも明らかのように、昭和十一年五月、資本金を一七〇万円増加して総額五〇〇万円にした株式は八五万円であった。この払い込みは、昭和十一年五月、資本金を一七〇万円増加して総額五〇〇万円にした際に、その後の時局の推移から、一七〇万円の半額八五万円を徴収せず、そのまま終戦後に及んだものである（本書八八一頁）。当社は、まず昭和二十二年四月三十日の取締役会においてこの未払込金を徴収することを決定し、同年六月二十五日までに、その払い込みを済ませた。

右のように未払込株金を徴収する一方、昭和二十二年五月五日取締役会を開き、資本金を従来の倍額一、〇〇〇万円に増額するについて次のことを決定した。

一 当社の資本金を従来の倍額一、〇〇〇万円とすること。

二 当社の発行済株式（五万株で一株の金額は一〇〇円）を一〇万株に分ち一株の金額を五〇円とすること。

三 株券は一株券・十株券・五十株券・百株券とすること。（従来は一株券・十株券・百株券何れの場合も記名式）

四 株券の裏書による譲渡は禁止すること。（従来はこの規定のほかに、当会社の株式は取締役会の承認なくしては譲渡することを得ずという規定があった）

これらを審議する臨時株主総会は、同年五月三十日に開かれ、右の増資・定款改正の件など異議なく承認された。

当社は六月六日増資申請をなし、同月十二日付、当時の大蔵大臣矢野庄太郎から承認を受けた。依って七月一日、本社において、更に臨時株主総会を開き、株式募集方法等について承認を受けた。

それらの事項は次のようであった。

一 一株の金額五〇円として新株式一〇万株を発行、但し全額払込のこと。

二 一〇万株の中、五万株を現在の株主に割当てること、各株主は二株につき新株式一株の割合とする。

三 残りの新株式五万株中二万五千株を限度としてこれを役員及従業員に割当てる。

四 右の割当の残り二万五千株は額面以上の金額で発行、公募すること。

当社の資産内容は、極めて堅実なもの認められて、公募株は好評裡に消化された。公募株二五、〇〇〇株は一株四〇円のプレミアム付であったので、プレミアム計一〇〇万円は資本準備金に繰入れた。

新株式の払い込みは、同年八月一日までに完全に行われた。これによって、従来株主の払込額二五〇万円、いわゆる功労株一二五万円、公募株一二五万円計五百万円の増資を完遂するを得た。この増資金額は、すべて海外・国内両取引先に対する支払資金ならびに本店の建築及内装設備のためのものであった。

当社は、このときまで過去八十年近く、株式会社組織になってから五十四年になるが、その間一貫して株式はいわゆる社内株と称せられる程、当社関係者によって所有されていた。それを公開するのであるから、当社の在来の株主中にも、これを危惧する向もあつた。荒川社長、司専務を初め当時の重役は慎重な調査研究を尽くしたことは云うまでもない。然し一方では設備の更新・再建と運転資金の充足とは焦眉の急を告げており、しかもそれは従来からの株主の力では賄う力が足りないとすると、之を社外の金融市場に求めるほかに途はなかつたのである。

この株式公開に当って、重役の中には社外から重役を迎え入れるような事態が起るのではと危惧するむきもあつたが、司専務は、それを恐れるような自信のない重役は遠慮なく重役の地位を去って欲しい、また、当社は海外の出版社等取引先からは強い信用を得ているので、可能であれば海外からの資本を仰いでもよいという強い決意をもつて事にのぞんだ。

二 第二回の増資

終戦後、不安定つづきのわが国の経済も、昭和二十三年頃から漸く立ち直りの方向を示し始めた。しかし、例えば日本銀行調査の生産財実効物価指数によれば、昭和二十一年に比し昭和二十三年は約三倍になっており、物価の

値上りは予期を遙かに超えていた。従って運転資金増加の必要は避けられなくなった。加えて財政及金融の引き締め、企業合理化三原則とそれに続く経済安定九原則の具体化によって益々銀行借入金、又は仕入先負担による運転資金の充足が難かしくなった。これは当社ばかりでなく企業界一般の状況で、本格的デフレーションの様相を示した。

このような状況の下においても、当社の業務は比較的順調に進みつつあったことは、業績の紹介で概説したところであるが、デフレ兆候の現われは、販売部門の業績の停頓・伸び悩みを懸念させたし、一方、創立以来当社の特徴であり、戦後もあらゆる努力を払ってきた海外貿易事業の拡大のためにも資本増加は不可欠事であった。

そこで当社は、昭和二十三年二月二十八日の取締役会で、借入金の返済と運転資金の補充のため、資本金一、〇〇〇万円を一、五〇〇万円増資して、二、五〇〇万円にすること、一株の金額五十円（全額一時払込）の新株式三〇万株を発行することを決定した。そして右の新株式三〇万株の内二〇万株を、昭和二十三年三月三十一日現在の株主で所有株式一株につき新株式一株の割合を以て引き受けること、残った新株一〇万株中七万株を限度に当社役員・従業員並にその縁故者に割当てることにした。残余の新株式三万株は、額面以上の価格を以て発行し、公募することにした。このときの新株式一株の価は一二〇円即ち額面価格の二・四倍であった。

三 第三回の増資

右の第二回増資ののち、昭和二十三年十二月十七日には、経済安定九原則が米内政府からマッカーサー元帥に達

せられた。これに基づいて、翌年四月二十三日には、一ドル対三六〇円の単一為替レートが決まり、漸く貿易再開の見通しとなった。既述のように英・米・仏書、タイプライターなどの輸入総額は昭和二十四年上半年だけで六、二〇〇万円に達していた。民間貿易再開とともに、その量は益々増加するであろうし、しかも戦前殆んど全世界に及んでいた当社の海外取引先との取引の復活も目の前に迫ってきたのである。

このような事情の下では当社は多額の資金を必要とすることは明らかで、それに対する自己資金は余りに微弱であった。即ち昭和二十四年七月末日現在における当社の自己資本対他人資本の割合は二対八であった。そこで所要の貿易資金を調達し、かつ資本構成を堅実にすることが緊急切実な問題となった。しかもこれに必要な新規資金は、当時経済界の情況から鑑みて増資によるほかないと判断した。そこで昭和二十四年十月二十日臨時株主総会を開催して、戦後三回目の資本金増額に関する審議を行い、三、五〇〇万円を増資、新資本金六、〇〇〇万円とし、一株の金額五〇円（全額一時払込）の新株式七〇万株を、左の方法で募集することを議決した。

新株式発行の条件は、概ね前二回の増資の場合と同じであった。即ち新規募集株中五〇万株は現在の株主に、五万株は当社の役員・従業員並に縁故者に割当て、残り一五万株については一株の価格六五円で公募した。新株式の申込期日は昭和二十四年十二月十二日限、払込期日は同月二十日とした。増資株式発行総額三、七二五万円で、発行諸費用一九二万五千円を差引いた手取額三、五三二万五千円は、凡て海外出版物其の他の輸入資金に充当した。これによって当社の資本金は六、〇〇〇万円となった。

四 資産再評価

昭和二十五年四月二十五日法律第一一〇号を以て、「資産再評価法」が公布され、昭和二十五年一月一日現在における株式・有価証券・土地・建物・機械・什器等に就いての再評価実施が規定された。同法第一条は、その目的を、次のように述べている。

資産の再評価を行うことにより、法人及び個人を通じて適正の減価償却を可能にし企業経理の合理化を図り、資産譲渡等における課税上の特例を設けて、その負担を適正にし、もって経済の正常な運営に寄与することを目的とする。

そして、この法律は「インフレーションにもとづく資本の食い潰しを防止するために行はれたもの」(太田哲三編「会計法規」)であるという。

当社は、この法律によって、資産再評価を実施したが、その際、次の要領によった。

一 株式も再評価すべきことを定められているが、当社では、社の事業内容から見て、その必要なしとして再評価しなかった。

二 土地については将来売却もあり得る分を対象とし、建物については全部再評価を行って減価償却の適正化を図った。

三 什器・機械については、終戦後購入したものが多く、一部戦前より持越したものもあったが、数量に比して

影響するところが少なかったので再評価しなかった。

評価の結果は、昭和二十五年前半期の事業報告によれば、次の通りである。

資産再評価

当社の固定資産の記帳価格は時価に比し著しく低額でありますので資産の再評価を行うことにより適正な減価償却を実施して会社経理の合理化を図ると共に本社々屋竣工の暁に於て遊休化を予想せられる事業設備処分の際に於ける税負担の合理化を図るため昭和二十五年四月二十五日公布法律第百十号に依る資産再評価法に基づき昭和二十五年一月一日の基準日に遡り左記の通り再評価を実施致しました

再評価基準日 昭和二十五年一月一日

再評価の時期 昭和二十五年二月一日

再評価合計額 六一、六三六、七二三円

(単位円)

科目	再評価限度額	再評価額	再評価日現在帳簿金額	再評価差額	倍率
土地	四九、七五八、七〇四	一六、二九四、三四五	一、九〇六、三五八	一四、三八七、九八七	八・五
建物	四二、三四四、三〇〇	四一、一六〇、六二三	一三、八〇四、四一〇	二七、三五六、二一三	三・〇
機械	一、五五七、五〇〇	一、三六七、六四〇	一、三六七、六四〇	〇	
什器	五、〇六〇、八八〇	二、八一四、一一五	二、八一四、一一五	〇	
計	九八、七二一、三八四	六一、六三六、七二三	一九、八九二、五二三	四一、七四四、二〇〇	三・一

さて、右の表に明らかなように、再評価実施の結果、再評価差益四一、七四四、二〇〇円を生じたが、これは資産再評価法に依り再評価積立金とし、その際生じていた償却超過額四九五、〇九六円は別途積立金とした。

そして再評価積立金は、後に述べるように昭和二十七年一月二十一日の第四回増資の際、二、九四〇万円を無償新株として株主に交付し、その残額一、二三四万余円は、昭和二十八年四月三十日に子会社丸善出版株式会社を当社に吸収合併した際に同社から継承した資本金二三六万八千円と、昭和二十九年八月一日、後述の神田淡路町当社借用土地（永楽不動産株式会社所有）の収用土地再評価に基づいて交付された一、二三二万円とを合せて、昭和三十一年十二月一日、二、一〇〇万円を無償新株として株主に交付した。再評価税納付等の三七七千円を差引いた残額二二五万余円は、昭和三十八年一月三十一日、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の規定に基づき、資本準備金へ組入れた。